

ゆめあり通信 納めて安心 国民年金

いよいよスタート 完全学校週5日制!!

21世紀を担う子どもたちの健やかな育成をめざして地域ぐるみで協力を
 学校週5日制は、学校、家庭、地域社会での教育や生活全体の中で、子どもたちに「生きる力」をはぐくみ健やかな成長を促すものとして平成4年9月からスタートし段階的に進められてきました。平成14年4月からは毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が実施されます。

学校週5日制のめざすもの

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割の中で協力し、豊かな学習・体験活動を子どもたちに提供することとおして、子どもたちが自分で考え行動できる力や周りの人を思いやる心、健やかな身体など「生きる力」をはぐくむことを目的としています。

Q 仕事などで、土曜日に保護者が家庭にいない場合はどうしたらよいのですか？

A 県では市町村と協力しながら、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりや体験活動の機会と場の拡大及びこれらの情報提供を進めています。

Q 土曜日や日曜日の部活動はできなくなるのですか？

A 土曜日や日曜日の部活動については、完全学校週5日制の趣旨を踏まえ、子どもたちに家庭や地域社会で豊かな体験をさせるため、できるだけ休止日とすることが望まれます。

Q 子どもの非行が増えないか心配です。

A 休日を無為に過ごすことにより、非行に走る子どもの増加が心配されますが、「地域の子どもは地域で育てる」体制づくりとその気運を高めることによって、子どもたちの健全育成を図るよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

Q 土曜日や日曜日に行っている運動会、授業参観などの学校行事等はどのようなのですか？

A 従来、土曜日や日曜日に行ってきた学校行事等が、完全学校週5日制の実施によって土曜・日曜に実施できなくなることはありません。

Q 授業時数が減りますが、詰め込み教育になったり学力が低下したりしないか心配です。

A 授業時数の縮減以上に学習内容が厳選されていますので、各学校ではゆとりをもってじっくりと学習できるように工夫して、詰め込み学習や学力低下を招かないようにします。

Q 休日となる土曜日の学習時間を補うための学習塾通いが増えるのではないのでしょうか？

A 学校では、ゆとりの中でじっくりと学習できるようにして学力の向上を図るので、学習塾へ通う必要はないと考えます。それよりも、土曜・日曜には、様々な体験活動に参加して、望ましい人間形成を図ることが大切になります。



保険料の納め忘れは
ありませんか？

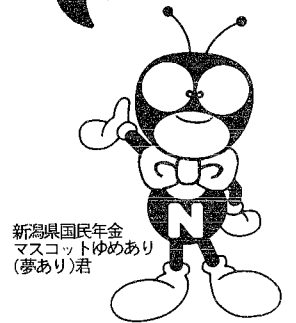
平成十三年度分の保険料は、平成十四年四月末日を過ぎると、役場から発行されたお手持ちの納付書では納めることができなくなります。

保険料の納め忘れが多くなると、老後の支えとなる老齢基礎年金はもちろんのこと、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。
 納め忘れの保険料は、早めに納めましょう。

地方分権一括法の施行に伴い、4月から次の点が変わります。

保険料の納付先 が変わります

- 国民年金保険料は、現在役場が発行する納付書で納めていたとおりですが、四月からは、次のようになります。
- 社会保険庁から、毎年三月に一年分の納付書が送付されます。
- 現在は当月納期となっていて、なお、翌月納期となることから、



- 役場の窓口での納付はできなくなります。
- 納付書は、住所が変わってもそのまま使えます。
- 現在、口座振替を利用している方は、そのままご利用いただけます。(二月・三月にかけて「口座振替開始(確認)通知書」が送付されます。)
- 住所地だけでなく、全国ほとんどの金融機関、農協、郵便局で納めることができます。

四月においては振替はされません。

一部届出書の提出先 が変わります

- 国民年金第三号被保険者に関する届出については、役場を経由せず、配偶者が勤務する事業所を経由して届出することになります。
- また、次の場合は役場を経由せず、直接社会保険事務所へ提出することとなります。
- ① 保険料還付請求書を提出するとき。
- ② 第三号被保険者期間のある方が、老齢給付に係る裁定請求書を提出するとき。

保険料の申請免除制度 が変わります

四月からは、保険料免除基準が変わり、原則として『前年の所得』に基づいて免除の判定を行うこととなります。
 また、被保険者の負担能力に応じ、保険料を納付できるように半額免除制度が導入されます。